

第5回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成18年7月13日（木）午前9時30分～11時30分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、事務局職員3人
- 4 議事内容（概要要旨）

（1） 報告1 平成17年度パブリック・コメントの実施状況について

平成17年度パブリック・コメント実施状況について、1年間の御報告をさせていただきます。

- 1番目の、宝塚市個人情報保護条例等の改正に伴うパブリック・コメントの実施について、これの結果公表日は平成17年7月6日でした。意見提出人数は、全くありませんでした。
- 2番目の、「宝塚市火災予防条例」の改正案について、これの結果公表日は、平成17年10月17日でした。意見提出人数は24人で、意見提出件数は28件でした。
- 3番目の、宝塚市総合計画後期基本計画（案）への意見募集について、これの結果公表日は、平成17年12月27日でした。意見提出人数は2人で、意見提出件数は4件でした。
- 4番目の、第2次宝塚市環境基本計画（案）への意見募集について、これの結果公表日は、平成17年12月15日でした。意見提出人数は2人で、意見提出件数は3件でした。
- 5番目の（仮称）宝塚市男女共同参画プラン（案）について、これの結果公表日は、平成18年2月1日でした。意見提出人数は4人で、意見提出件数は7件でした。
- 6番目のゴールドプラン21宝塚「宝塚市高齢者保健福祉計画・第3期宝塚市介護保険事業計画」（素案）について、これの結果公表日は、平成18年2月27日でした。意見提出人数は3人で、意見提出件数は11件でした。
- 7番目の宝塚音楽学校旧校舎等利活用計画（案）への意見募集について、これの結果公表日は、平成18年5月11日でした。意見提出人数は8人で、意見提出件数は16件でした。
- 8番目の宝塚市都市経営改革大綱（案）について、これの結果公表日は、平成18年4月28日でした。意見提出人数は2人で、意見提出件数は10件でした。
- 9番目の平成18年度宝塚市上下水道局水質検査計画（案）について、これの結果公表日は、平成18年4月1日でした。意見提出人数は1人で、意見提出件数は8件でした。

以上が平成17年度パブリック・コメントを実施いたしました実施状況です。

報告1は、これで終わらせていただきます。

報告2 平成18年度パブリック・コメントの実施予定について

続きまして、報告2の、18年度、今年度を実施されますパブリック・コメントの予定でございます。

まず、平成18年度パブリック・コメント実施状況ということで、現在実施中のものが1件あります。案件名ですが、(仮称)宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の制定についてということで、案件の公表が平成18年7月3日で、意見募集期間は7月3日から8月2日までとなっています。担当課は、建築指導課で、資料の入手方法につきましては、ホームページ等に記載、それから担当課とか、サービスステーション、サービスセンターで配布をしています。

案件の概要ですが、建築基準法の規定に基づきまして、斜面地に建築される建築物の階数の制限及び容積の算定に係る地盤面を別に定めるための条例を制定しようとするものです。それから、(仮称)宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の制定について、市民の皆さまの御意見を募集いたしますということで、条例案の概要の図面をわかりやすく書いて、建築物の階数の制限、建築基準法第50条と書いていますが、制限の内容であったり、容積率算定のための地盤面の設定とか、現行と条例制定後はこうなるんですよといったパンフレットをつくって、配布をしています。これが現在実施中のパブリック・コメントの案件1件です。

次に平成18年度パブリック・コメント実施予定9件について簡単にご報告いたします。

- 1番目の施策評価システム構築に係る指標などの設定についてですが、これは平成18年度を初年度とする市の総合計画の後期基本計画が作成されたことに伴いまして、今後計画の進捗状況などを把握し、より効果的・効率的な施策の推進を図るため、施策評価システムを構築しようとするものです。その際、施策ごとに指標や目標値を設定し、それに沿って進行管理を行うことから、これらのことについて市民の意見を聴取する予定です。
- 2番目の(仮称)第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針についてですが、これは、平成14年12月に策定いたしました宝塚市の人権教育及び人権啓発基本方針について、社会状況の変化や宝塚市の人権に関する現況を把握しまして、国、県の人権に関する方針及び第4次総合計画の後期基本計画を踏まえながら、これからの宝塚市の人権に関する行動計画の指針となる基本方針を改定しようとするものです。
- 3番目の宝塚市国民保護計画についてですが、これは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律がございまして、その規定に基づき、武力攻撃事態等に備えた保護措置に係る計画の策定を行おうとするものです。

- 4番目の、健康たからづか21についてですが、これは、平成15年度より市民一人一人の生涯にわたる健康づくりを通じて、健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指しまして、この計画が策定されています。現在、健康づくり施策に取り組み中ですが、本年度、その中間年に当たるために、取り組み成果の現状を把握し、評価することを目的として、アンケートを実施しまして、一部計画の見直しを予定しているものです。
- 5番目の障害福祉計画・障害者施策長期推進計画の策定についてですが、これは、自立支援法に基づきまして、障害福祉サービス、相談支援等の必要な量の見込み、それから提供体制の確保に関し必要な事項等を定めるものです。また、後期障害者施策長期推進計画策定に関し、必要な事項等を定めようとするものです。
- 6番目の子ども条例についてですが、これは平成17年3月に次世代育成支援行動計画を策定しまして、諸施策を展開しておりますが、その上位に位置する総合的な指針として基本理念や市民及び事業所の役割等を明確にした子ども条例を制定しまして、これにより子ども施策の基本理念を条例で定め、その理念を具体化するための行動計画なる体系を整備し、総合的・長期的な取り組みを可能としようとするものです。
- 7番目の宝塚市産業振興基本条例についてですが、これは、宝塚市における産業振興に関する基本的な条項を定めまして、これにより産業の持続的発展の促進、地域経済の活性化と市民生活の向上を図ろうとするものです。
- 8番目の宝塚市企業立地促進条例についてですが、これは、市内における企業立地を促進するため、地方税法の規定による税の減免、それからその他の措置を講ずることにより、産業の活性化と雇用機会の拡大を促し、地域経済の活性化と市民生活の向上を図ろうとするものです。
- 9番目の宝塚すまい・まちづくり基本計画、いわゆる住宅マスタープランの見直しについてですが、これは、平成13年度に策定しております現計画につきまして、平成15年度に実施しました住宅土地統計調査及び住宅需要実態調査をもとに、国の動向も把握しながら、その更新を図ろうとするものです。

以上9件が今後パブリック・コメントが実施される予定となっております。以上が報告事項です。

- 平成18年度実施予定のパブリック・コメントは、現在実施中のものを含めて全部で10件です。
- 平成18年度実施予定のパブリック・コメントが時期的に、9月、10月以降に集中的にやってくるのが想定されるので、運用評価、評価の仕組みをそれまでにはある程度固めておかなければいけないこととともに、前年度分もそれに基づいて一応評価しなくてははいけない。そして評価基準というか評価指標をある程度それまでに議論をしておいて、そのスタンダードがかたまったら、9月、10月以後はか

なりやりやすくなると考えています。

(2) 諮問 平成17年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について

諮問の趣旨につきまして、事務局より御説明をさせていただきます。

パブリック・コメント手続については、計画策定等の立案から決定までの過程で計画、政策等の内容を市民に明らかにするとともに、市民からの御意見の提出を求めまして、説明責任を果たすことによって、市政への参画を促進するとともに、市民にわかりやすい市政運営を推進することを目的としています。この視点に立ちまして、今後実施するパブリック・コメント手続をより充実させるため、平成17年度に実施いたしましたパブリック・コメント手続の実施及び運用状況につきまして、その評価を諮問するものです。

まずは、運用状況の評価を議論するうえで、事前に事務局で宝塚市市民パブリック・コメント評価指標（案）を作成しましたので、その中味について事務局より御説明させていただきます。

- 宝塚市市民パブリック・コメント評価指標（案）の項目としまして、パブリック・コメントには、政策等の案の公表、意見等の募集、それから、意見をどのように配慮したか、考慮したかという部分、それと、その他ということで、大きく項目としては4つほどに分けました。
- 評価指標の作成基準としまして1つには、条例の中で最低こういうことはしなさいよということが述べられておるものについて、最低限そういうことがされておれば、一応それは評価ということで、指標として挙げています。また手続上の関係で、最低限しなければいけないことがありますので、それも評価指標の作成基準に入れています。
- 評価指標の項目として挙げさせていただいているのは、1、政策等の案を策定した趣旨、目的及び背景が説明されている。2、政策等の案の考え方及び論点が明確にされている。3、政策等の案を理解するために必要な関連資料がつけられている。4、他市の政策等比較資料がある。5、専門用語を使わず、図表等を作成し、わかりやすく、理解しやすい工夫がされている。6、周知方法、PR方法は3通り以上ある。7、窓口での案の配布部数は100部以上ある。8、公表期間は30日以上ある。9、小学校区ごと、あるいはまちづくり協議会ごとのデータ分析がある。10、意見提出の手続がわかりやすく説明されている。11、意見提出の方法は3通り以上ある。12、意見等の提出人数は20人以上ある。13、意見等の提出件数は20件以上ある。14、募集期間は30日以上ある。15、条例、計画全体の意見を求める内容になっているか。16、意見の公表方法は3通り以上ある。17、回答が丁寧に答えられている。18、多様な意見をグルーピングしている。19、

意見等を政策等へ生かしている。20、市民団体等に説明したことがある。です。

21、パブリック・コメント適用除外分について、実施しなかった理由は適切であるについてですが、これはパブコメ適用除外分、緊急を要するものであるとか、簡易なものであるとか、直接請求については、対象になりませんというのがあります。これによりパブリック・コメントを実施しなかった理由は適切であったかどうか、こういったことも判断していかなければいけない案件が今後出てくるのではないかということで、21番目につけ加えさせていただきました。

- 次に評価基準についてですが、5が非常によくできている。3ができているということで、これも事務局で考えたものですが、3番のできているというのは必要最小限の説明とか、取り組み等がなされている、これを基準に考えています。これを基準にして、最低限、例えば、1番の政策等の案を作成した趣旨とか目的、背景が説明されておれば、最低限これを書いてくれておれば3という形で評価、それがよりわかりやすいとか、非常にわかりやすくなれば、4とか5、その書いてあることが全く書けてなかったら1であるとか、不十分であったら2であるとか、そういった評価をすればと作ったものです。
- 評価指標についてですが、本日ある程度結論をいただき、これをもとに暫定的に17年度分の仮審査みたいなことをやらないといけないと思っています。そして、これをもっと精密にきちんとしたものに確定させて最終審査にまた適用するといった段取りを考えています。
- この指標は、本日、いろいろ御意見をいただきまして、あと会長、副会長に相談をさせていただいて、確定をさせていただき各委員さんの方にお送りさせていただきまして、次回、第6回の審議会で、もう既に審査をいただいて、審査表をお持ちいただき、それを集計いたしまして、それをもとに、御審議いただく予定です。そして、その御審議いただいた内容が答申案原案に反映をさせていただきたいということで、最後に答申原案を出させていただくということで考えています。
- 最後の21番ですが、パブコメ適用除外分について実施しなかった理由は適切であるといった項目については、番号21という扱いよりも、むしろこれは別項目で、別審議であると考えています。例えば平成何年度において、これだけが適用除外分で、適用除外分についての理由はこれこれですと。これの適・不適についていかがお考えですかというのがまた出てくると思います
- 提出人数及び提出件数を評価の対象にするのは、確かにちょっと疑義があると考えます。行政を信頼するからこそ件数がないという事例も考えられるだけに難しいと思います。だから、件数よりも、出た質問に対するアフターフォローというか、対応の方にむしろ評価の意味があるでしょうから、提出人数及び提出件数は除いてもいいのではないかと考えます。
- 評価指標項目の16、17、18、19のところをもう少し充実していただき意

見が出たことについて、主管課の方でどのように考えているのか、意見がなかったからよかったというふうに評価をされたのかどうか、あるいは意見が出たことについて、何らかのフィードバックを各主管課で行う、もしくは庁内的に徹底されたのかどうか、そういったものを少し加えたらどうかと思っています。

- 評価の指標と、それから現状評価を5段階評価で並べてありますが、5段階評価になじむものとなじまないものが混在していると思いました。例えば、公表期間30日で、それが普通だとすると、5とか、4とかは余り意味がないということで、それを満たしているかないか、○か×、せいぜい△というぐらいのものにしたかどうかと思います。そして、5段階評価にするものと○か×にするものを分けた方が分かりやすいのではないかと思います。
- 評価については、この3が標準で、それ以下、それ以上としているようですが一度、一つ一つの項目をこの基準で評価してみて、これがうまく機能しているかどうかを確かめないと、次の段階には行けないと思っています。そして、うまく機能していないと分かったならば、また新しいやり方を考えていけば良いのではないかと考えています。
- 意見等の考慮の部分の項目数がまだこれでは少ないのではないかと思います。これは各課がどのようにその御意見に対して対応してくれたのか、そのいただいた御意見がどれだけ庁内的にフィードバックされたかということですが、そこは事務局にお任せしたいと思います。いただいた御意見がどれだけ具体の政策に反映されたかということに関係することですから、意見等を政策等へ生かしているだけでは、甘いのではないかと考えています。その生かした中身がイメージとしてわかるような、もう少し市民から見て納得できるぐらいブレークダウンをしてもらいたいと思います。
- 評価の手法として、定性評価と定量評価がありますけども、1番から20番までの項目のうち、定量評価の可能な部分は何個かあります。やった、やらなかった、あるいは何件以上とか、そのままポンポンと○をつけるようなものがあります。これは主観が入らず客観的に評価できるわけですから事務局で評価していただいたら良いと思います。そして、定性評価に任せねば仕方がないというのがあると、例えば、図表等を作成し、わかりやすく、理解しやすい工夫がされているものとなつているものを、事務局は、わかりやすいと思っています、市民から見たとき、わかりにくければいけないわけですので、このようなものは定性評価になってしまうと思います。わかりやすいかどうかは、定性だと思います。そういうものをこの審議会の委員さんに委ねあえて辛口市民の評価に付する、そこにおいて審議会の意味があると考えています。だから、定量評価にゆだねる項目、定性評価にゆだねる項目を少し整理していただいたらと考えています。
- 21番については、別枠で、年度末において整理をし、そしてパブコメ適用除外分

の件数はこれだけで、パブコメ適用除外分とした処理は適切であったかどうかであったかということの判定を願いますということになるのではないかと考えています。それも今回の評価指標の中に備考的に説明をつけて、その評価も審議会の方でするということを宣言しておいたらどうでしょう。となりますと、もう一度事務局と再調整させていただいてやることになると思います。そこで、会長と会長代理と事務局との間で、もう一度これを再整理してやらせていただきたいと思いますが、それまでの間に、点の案分とか項目の再整理だけしていただいて、それをもとに17年度の仮審査みたいなものを作業的に皆さんにパブリック・コメントの案件1件ごとの評価をしていただくということになると考えています。

- 条例第12条1項2号で、パブリック・コメント手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項ということを条例に規定していますので、この評価をしていただいたことは、当然、公表対象ということですから。その評価の基準になったもの、これにつきましても、情報公開の対象というふうには考えています。したがって、公表する場合、案件ごとに1件1件を公表するのか、全体として公表するのか、それは今後御審議いただきたいと考えています。
- 今後、よりよいパブリック・コメント制度に進化・発展していくために、パブリック・コメント制度について何か御提案、御意見ございましたらというのを聞くのも一つの方法であると考えています。
- 条例第11条パブリック・コメント手続の処理に関しての苦情についてですが、例えば、本来、パブリック・コメントをすべきものなのに、行政の恣意によってパブリック・コメントをしなかったと、こういった手続的な大きな瑕疵というか、市民からの苦情、こういったものを苦情というふうには認識しています。例えば、手続的なものについても、これから整理をして、苦情申し出書をつくって、苦情申し出をする制度のPRも事務局として整備していく必要があると考えています。それから、もう一つ、例えば、御意見の中にも、苦情的なものまで出されたといった場合には、市民の方に苦情申し出をする制度を御案内するといった形で正式な苦情申し出という手続をとっていきたいと考えています。

(3) その他

次回は10月23日午前10時からでお願いいたします。